公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成１４年１月１７日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成１４年４月２４日

関東運輸局長　上子道雄

附　則

本公示は、平成１４年４月２４日以降実施する。

附　則（平成２６年２月２８日　一部改正）

本公示は、平成２６年４月１日以降適用する。

附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正）

本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。

附　則（平成３１年４月１１日　一部改正）

本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。

附　則（令和元年１２月１３日　一部改正）

本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。

附　則（令和２年１１月２５日　一部改正）

本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。

附　則（令和３年１２月２４日　一部改正）

本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。

附　則（令和４年１０月１１日　一部改正）

本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附　則（令和５年２月９日　一部改正）

本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附　則（令和５年８月１８日　一部改正）

本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附　則（令和５年９月８日　一部改正）

本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附　則（令和５年１０月２０日　一部改正）

本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

附　則（令和５年１１月２日　一部改正）

本公示は、令和５年１１月２日以降適用する。

附　則（令和６年２月９日　一部改正）

本公示は、令和６年２月９日以降適用する。

附　則（令和６年３月８日　一部改正）

本公示は、令和６年３月８日以降適用する。

附　則（令和６年１２月２４日　一部改正）

本公示は、令和６年１２月２４日以降適用する。

附　則（令和８年２月１３日　一部改正）

本公示は、令和８年２月１３日以降適用する。

附　則（令和８年３月１９日　一部改正）

本公示は、令和８年３月１９日以降適用する。

附　則（令和８年５月２２日　一部改正）

本公示は、令和８年５月２２日以降適用する。

附　則（令和８年１１月６日　一部改正）

本公示は、令和８年１１月６日以降適用する。

（別添）

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	南多摩交通圏	１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
	西多摩交通圏	１ｋｍ	加算距離１回分を控除した距離
東京島しょ地区	島しょ区域	２ｋｍ	―
京浜地区	京浜交通圏	１ｋｍ	―
相模・鎌倉地区	県央交通圏	１ｋｍ	―
	湘南交通圏	１ｋｍ	―
小田原地区	小田原交通圏	１．１ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
埼玉南部地区	県南中央交通圏	１．０２７ｋｍ	―
	県南東部交通圏	１．０２７ｋｍ	―
	県南西部交通圏	１．０２７ｋｍ	―
埼玉北部地区	県北交通圏	０．９４１ｋｍ	―
	秩父交通圏	０．９４１ｋｍ	―
群馬地区	東毛交通圏	１．２３７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	１．２３７ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	沼田・利根交通圏	１．１ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	１．１ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
千葉地区	千葉県全域	１．０６ｋｍ	―
茨城地区	茨城県全域	１ｋｍ	―
栃木地区	栃木県全域	０．９ｋｍ	―
山梨地区	甲府交通圏	１．１ｋｍ	加算距離２回分を

			控除した距離
	東八・東山交通圏	１．１ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡西交通圏	１．１ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡北交通圏	１．１ｋｍ	加算距離２回分を控除した距離
	峡南交通圏	１．２ｋｍ	―
	東部・富士北麓交通圏	１．２ｋｍ	―